令和８年（フ）第２４号
沖縄県宮古島市下地字与那覇184番地17　第２与那覇団地１棟２－Ａ
債務者　宮城　正史
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第５９号
岩手県一関市山目町二丁目１番２号　メゾンパル201
債務者　菊田　悠人
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６０号
岩手県一関市花泉町老松字峠沢132番地
債務者　千葉　金義
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第９１号
宮城県遠田郡涌谷町字新町裏96番地３　グレイス　103
債務者　小林　玄和
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１２号
栃木県芳賀郡益子町大字七井3084番地３　アゼイリアＡ103
債務者　安部　光一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第１１９７号
東京都東大和市中央２丁目839番地の４ＫＳ中央マンション206
債務者　鶴見　　憲
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０２号
東京都町田市忠生３丁目17番地２モリチョウビル309
債務者　芦川　良男
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３２０号
熊本市東区健軍３丁目５番３号　アップルハウス健軍１－113号
債務者　渡邉　浩俊
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３５号
熊本市中央区九品寺５丁目10番33－304号　九品寺第１団地２Ｃ－１
債務者　木下智香子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９号
沖縄県国頭郡金武町字金武4388番地　じょうマンション306号
債務者　山川　宗武
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第３１号
沖縄県国頭郡本部町字浜元218番地１　パパイヤハイツ２－Ｂ
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第２６１１号
兵庫県加古川市平岡町新在家1370番地の２　レジデンスピラージュ701号、前住所大阪府吹田市佐井寺４丁目51番16－502号
債務者　山本　麻矢
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２４１号
大阪府八尾市桂町１丁目40番地　市営住宅29－16号
債務者　有田紀久惠
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７０号
大阪府高槻市牧田町６番20－407号
債務者　橋本真菜美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３０１号
大阪市淀川区塚本４丁目12番２号　塚本弐番館　301号
債務者　澤　　進
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４０２号
大阪市住吉区長居東２丁目６番21号　エクセル長居　103号
債務者　豊島　愛未
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部